

与信管理改訂のお知らせ

お客様各位

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

当社は相場環境の変化に対応した与信取引のリスク管理態勢を整備するため、**本年4月1日より**与信管理を改訂することとしました。

まずは取り急ぎ書面にて改訂内容をお知らせさせていただきます。なお、詳細につきましては後日、担当部店より改めてご説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

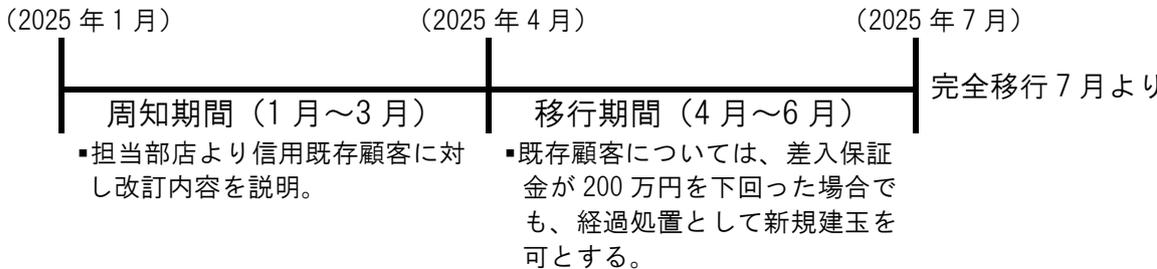
記

(1) 信用取引管理の改訂

	現	新
取引口座開設基準	金融資産は500万円以上	預り資産は1,000万円以上
取引開始基準 (差入保証金)	保護預り有価証券及び預り金のうち、 <u>200万円以上</u> の金額を保証金として差し入れなければならない	保護預り有価証券及び預り金のうち、 <u>300万円以上</u> の金額を保証金として差し入れなければならない
取引口座の停止基準	差入保証金が100万円を割り込んだ時は新規建玉を認めない	差入保証金が200万円を割り込んだ時は新規建玉を認めない

〈改訂のスケジュール〉

- 運用開始：2025年4月1日（完全移行は2025年7月1日）



(2) 先物・オプション取引管理の改訂

	現	新
取引口座開設基準	<ul style="list-style-type: none">▪オプション買建の場合は<u>金融資産 500 万円以上</u>▪先物・オプション売建の場合は<u>預り資産 500 万円以上</u>	<ul style="list-style-type: none">▪オプション買建ての場合は<u>預り資産 500 万円以上</u>▪先物・オプション売建の場合は<u>預り資産 3,000 万円以上</u>
売建て取引の開始基準	オプション買建ての場合を除いて <u>500 万円以上</u> を証拠金として差入れる	変更なし
取引口座の停止基準	<ul style="list-style-type: none">▪先物・オプション売建ては<u>預り資産が 500 万円</u>を割込んだ時▪オプション買建ての場合は<u>200 万円</u>を割込んだ時	停止基準は設けない。
建玉管理	先物・オプションの売建て枚数は <u>100 枚</u> を限度とする	先物・オプションの売建て枚数は <u>50 枚</u> を限度とする

以上